

キャリアアップ助成金（健康管理コース）

平成 25 年 5 月 16 日創設

有期契約労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を規定し、延べ4人以上実施した場合に受給できます。

＜チェック項目＞

- ☑ 雇用保険に加入している。
- ☑ 社会保険に加入している（加入義務がある場合）
- ☑ 事前にキャリアアップ計画を作成し届け出する。
- ☑ 有期契約労働者等を雇用する事業主である。
- ☑ 雇用する有期契約労働者等延べ4人以上に適用している
- ☑ 対象労働者を対象とする健康管理コースを労働協約または就業規則に規定している。
- ☑ 雇入れ時健康診断および定期健康診断については、費用の全額を負担している。
- ☑ 人間ドックおよび生活習慣病予防検診については、費用の半額以上を負担している。
- ☑ 合理的な条件および事業主の費用負担が労働協約または就業規則に明示されている。
- ☑ 支給申請時点で対象労働者を解雇していないこと。

助成額

支給額

（ ）内は
大企業の額

1事業所当たり 40万円
(30万円)

＜1事業所1回のみ＞

対象となる労働者

□労働安全衛生規則に規定される「常時使用する労働者」でない者

- (1) 期間の定めが1年以内であること
- (2) 契約更新により1年以上使用することが予定されていないこと
- (3) 契約更新により1年以上引き続いて使用されていないこと
- (4) 1週間の労働時間が、その会社で同様の職務に就いているフルタイムの労働者の4分の3未満であること

上記(1)から(4)をいずれも満たした場合に対象となります。

★ 詳細は担当までお尋ね下さい ★

© 2011-2015 日本社会保険労務士法人 All Rights Reserved